

ヒルフェ通信(12月号) ❖ そっと寄り添いやさしくサポート ❖

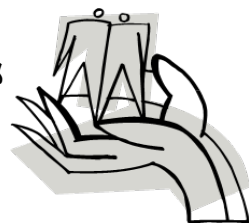
「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



◆平成27年度成年後見制度関係機関・推進機関合同会議報告 ～理事長が後見人等候補者としてヒルフェ会員の活用を熱く訴える！！～

平成27年11月20日(金) 12時50分より平成27年度成年後見制度関係機関・推進機関合同会議が、東京都健康プラザ「ハイジア」で開催されました。

出席者は、本会からは常住理事長、山崎副理事長の2名で、東京家裁、立川支部から次席書記官各1名、弁護士会等12関係団体20名、44の推進機関(自治体・社協)120名からなる合同会議で、年1回、成年後見制度の利用・推進のために各関係機関が一同に会して事業概要や事例報告、現状等を確認する会議とされております。



今回は特に時間を頂いて、常住理事長が「行政書士がいかに後見人等に適しているか」を行政書士業務の観点から熱弁を振るわれヒルフェ会員の活用に対する理解を求めました。対話促進型の予防法務を身に着けている行政書士が、判断能力の衰えがある高齢者等に真摯に向き合い、対話の中からご本人の思いを聞き取り、身上監護面に繋げる素養を持っている事、また、地域密着型である行政書士は地域との共生として各種専門分野(役所・社協・地域包括・ケアマネ・医師等成年後見を取り巻く関係機関)との相互理解に努める事を常に体感しており、後見業務においても十分に生かせるネットワークを持っている事、そして、行政書士会が国家資格者の責務たる社会貢献の一環として「ヒルフェ」を設立し、東京会挙げての取り組みである事を熱く訴えました。

東京都の主催であるこのような大きな会議で「ヒルフェ」をアピールできたことはこれからの地区活動においても大変良い結果に結びつく事と、大いに期待できる会議となりました。

◆東京家庭裁判所「後見センターレポート」より

後見センターレポートVol.9(平成27年9月)が出ております。

内容といたしましては、下記3点(要約)です。

・「提出書類は正しく記載してください」
本年より提出書類に一部変更がありました。その記載誤りについての注意事項、記載例等

・「現金による管理は50万円以下にしてください」
本人財産の管理は預貯金口座であるのが原則であり、手許現金は50万円以下とするようとの勧告

・「監督人が選任された場合について」
後見等事件で監督人が選任された場合、監督する方法は基本的に監督人の裁量にゆだねられることに加え、専門職後見人等の監督強化の観点から、これまでに事務処理に何ら問題のない専門職後見人等に対しても、監督人を選任する場合がある旨の記載あり

※詳細につきましては、家庭裁判所の後見サイトでご確認ください。

<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/>



◆平成27年度の市民セミナー開催が決まりました。

平成27年度の市民セミナーが杉並地区と北地区で開催されることが決まりました。

日程と場所は下記の通りです。次号で詳細を掲載いたしますが、皆様のご参加、ご協力をよろしくお願いいたします。

●杉並地区

2月10日(木)午後2時～ 阿佐谷地域区民センター第4、5集会室

●北地区

2月23日(水)午後2時～ 北とぴあ 7F第一研修室

